

## 吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2025 年 1 月 1 日

飛島ホールディングス株式会社

飛島建設株式会社

2025年1月1日

## 吸收分割に係る事後開示書面

(承継会社) 東京都港区港南1丁目8番15号  
飛島ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高橋 光彦

(分割会社) 東京都港区港南1丁目8番15号  
飛島建設株式会社  
代表取締役社長 乗京 正弘

飛島ホールディングス株式会社（以下、「承継会社」という。）及び飛島建設株式会社（以下、「分割会社」という。）は、2024年11月13日付で締結した吸收分割契約に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、分割会社の資産の一部を承継会社に承継させる吸收分割（以下、「本吸收分割」という。）を行いました。

なお、本吸收分割は、分割会社においては、会社法第784条第1項の規定による略式分割、承継会社においては、会社法第796条第2項の規定による簡易分割に該当するため、株主総会の承認を経ずに本吸收分割を決定しております。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条の規定による事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸收分割の効力が発生した日

2025年1月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 株主による差止請求手続

会社法第784条の2の規定による吸收分割の差止請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続

承継会社は、分割会社の完全親会社であるため、会社法第785条第2項第2号括弧書の規定により、分割会社の株主（承継会社）に対する通知を行っていません。

##### (3) 新株予約権者による新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続

を行っていません。

(4) 債権者異議手続

会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 11 月 27 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 株主による差止請求手続

本吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、同項本文の規定による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本吸収分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、会社法第 797 条の規定による手続を行っていません。

(3) 債権者異議手続

会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 11 月 27 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継資産額：18,467 百万円

承継負債額：なし

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 1 月 6 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上